

計量関係手数料表

北海道計量検定所

(令和6年4月1日)

北海道計量検定所条例施行規則別表（令和6年4月1日改正）

手数料を徴収する事務	区 分	手数料の額
1 特定計量器の検定	(1) 質量計	1 個につき
	ア 非自動はかり	
	(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
	であって、ひょう量が1トン以下のもの	
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1,750円
	ひょう量が100キログラム以下のもの	2,050円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	2,550円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	2,900円
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,550円
	(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示は	
	かりのうち直線目盛のみがあるもの	
	ひょう量が10キログラム以下のもの	200円
	ひょう量が10キログラムを超えるもの	330円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	
	ひょう量が5キログラム以下のもの	290円
	ひょう量が20キログラム以下のもの	330円
	ひょう量が50キログラム以下のもの	410円
	ひょう量が100キログラム以下のもの	550円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	730円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1,050円
	ひょう量が1トン以下のもの	2,100円
	ひょう量が2トン以下のもの	3,400円
	ひょう量が5トン以下のもの	8,000円
ひょう量が10トン以下のもの	11,100円	
ひょう量が20トン以下のもの	16,800円	
ひょう量が30トン以下のもの	21,400円	
ひょう量が40トン以下のもの	29,200円	
ひょう量が50トン以下のもの	32,300円	
ひょう量が50トンを超えるもの	56,900円	
イ 分銅		
表す質量が200グラム以下のもの	20円	
表す質量が200グラムを超えるもの	290円	
ウ 定量おもり又は定量増おもり（以下「おもり」という。）		

質量が5キログラム以下のもの	20円
質量が20キログラム以下のもの	110円
質量が20キログラムを超えるもの	370円
(2) 温度計	1個につき
抵抗体温計	120円
(3) 体積計	1個につき
ア 水道メーター	
口径が25ミリメートル以下のもの	1,050円
口径が40ミリメートル以下のもの	1,150円
イ 燃料油メーター	
使用最大流量が160リットル毎分未満のもの	3,600円
使用最大流量が160リットル毎分以上のもの	5,200円
ウ 液化石油ガスメーター	7,300円
エ ガスメーター	
使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	150円
使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	310円
オ 量器用尺付タンク	
全量が2,000リットル以下のもの	2,300円
全量が2,000リットルを超えるもの	4,600円
(4) アネロイド型圧力計	1個につき
ア アネロイド型圧力計（イに掲げるものを除く。）	
計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	710円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	1,100円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1,700円
イ アネロイド型血圧計	270円
(摘要)	
<p>(1)の項ア(ア)又は(ウ)において、ひょう量に応じた最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同項ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の2倍の額とする。</p> <p>(1)の項ア(ア)又は(ウ)において、1の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる2以上の計量範囲を有するも</p>	

	のにあつては、計量範囲が1増すごとに、最大ひょう量の同項ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の5割の額を加算するものとする。	
2 車両等装置用計量器の装置検査	(1) タクシーメーター ((2)の項に掲げるものを除く。) 基本走行距離が4キロメートル以下のもの 基本走行距離が4キロメートルを超えるもの	1個につき 1,700円 2,050円
	(2) タクシーメーター装置検査済証の訂正又は再交付に係るもの	1個につき 1,000円
	3 指定製造者の指定の申請に対する審査	1件につき 144,400円
4 特定計量器の定期検査	(1) 非自動はかり ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるもの イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの ひょう量が100キログラム以下のもの ひょう量が250キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が1トン以下のもの ひょう量が2トン以下のもの ひょう量が5トン以下のもの ひょう量が10トン以下のもの ひょう量が20トン以下のもの ひょう量が30トン以下のもの ひょう量が40トン以下のもの ひょう量が50トン以下のもの ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき 2,000円 2,600円 2,900円 4,400円 350円 700円 1,100円 1,800円 2,900円 5,000円 8,900円 14,800円 21,600円 30,300円 34,900円 48,800円 83,700円
	(2) 分銅又はおもり	1個につき 10円

	<p>(摘要)</p> <p>(1) の項ア又はウにおいて、ひょう量が1トン以上のもので検査用具の運搬を伴った場合には、1台につき、ひょう量が1トンのものにあつては12,200円、2トン以下のものにあつては12,700円、5トン以下のものにあつては15,300円、10トン以下のものにあつては20,200円、20トン以下のものにあつては24,900円、30トン以下のものにあつては31,800円、40トン以下のものにあつては38,700円、50トン以下のものにあつては45,700円、50トンを超えるものにあつては52,600円を同項ア又はウに掲げる額に加算するものとする。</p> <p>(1) の項ア又はウにおいて、1の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、計量範囲が3を超え1増すごとに、最大ひょう量の同項ア又はウに掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p>	
<p>5 指定製造事業者の指定の申請に係る検査</p>		<p>1件につき 439,300円</p>
<p>6 基準器検査</p>	<p>(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器</p> <p>(2) 質量基準器 ア 基準台手動はかり ひょう量が1キログラム以下のもの ひょう量が10キログラム以下のもの ひょう量が50キログラム以下のもの ひょう量が200キログラム以下のもの ひょう量が500キログラム以下のもの ひょう量が500キログラムを超えるもの イ 基準分銅 (ア) 1級である旨の表記のあるもの 表す質量が200グラム以下のもの 表す質量が200グラムを超えるもの (イ) 2級である旨の表記のあるもの 表す質量が5キログラム以下のもの 表す質量が50キログラム以下のもの 表す質量が50キログラムを超えるもの (ウ) 3級である旨の表記のあるもの 表す質量が5キログラム以下のもの</p>	<p>1個につき 16,600円</p> <p>1個につき</p> <p>3,750円 5,900円 8,700円 11,900円 15,800円 24,200円</p> <p>3,850円 8,800円</p> <p>800円 880円 6,900円</p> <p>540円</p>

	表す質量が 50 キログラム以下のもの	690 円
	表す質量が 50 キログラムを超えるもの	4,450 円
	(3) 体積基準器	1 個につき
	ア 基準タンクの全量が 250 リットル以下のもの	11,300 円
	イ 基準タンクの全量が 1,000 リットル未満のもの	15,100 円
	<p>(摘要)</p> <p>特定標準器により校正済みのものにあつては、5割の額を減額するものとする。</p> <p>(3)の項において、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、同項に掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p>	
7	計量証明の事業の登録の申請に対する審査	1 件につき 48,000 円
8	計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	1 件につき 1,950 円
9	計量証明の事業登録簿の謄本の交付	1 通につき 1,350 円
10	計量証明の事業登録簿を閲覧に供する事務	1 回につき 890 円
11	計量証明に使用する特定計量器の検査	1 個につき
	(1) 非自動はかり	
	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	
	ひょう量が100キログラム以下のもの	2,050 円

ひょう量が 250 キログラム以下のもの	2,650 円
ひょう量が 500 キログラム以下のもの	2,950 円
ひょう量が 500 キログラムを超えるもの	4,450 円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	430 円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	
ひょう量が 100 キログラム以下のもの	780 円
ひょう量が 250 キログラム以下のもの	1,150 円
ひょう量が 500 キログラム以下のもの	1,900 円
ひょう量が 1 トン以下のもの	2,900 円
ひょう量が 2 トン以下のもの	5,100 円
ひょう量が 5 トン以下のもの	9,000 円
ひょう量が 10 トン以下のもの	15,200 円
ひょう量が 20 トン以下のもの	21,700 円
ひょう量が 30 トン以下のもの	30,400 円
ひょう量が 40 トン以下のもの	35,000 円
ひょう量が 50 トン以下のもの	48,900 円
ひょう量が 50 トンを超えるもの	83,800 円
(2) 分銅又はおもり	1 個につき 10 円
(3) 騒音計	1 個につき
ア 使用最大周波数が 8,000 ヘルツ以下のもの	25,800 円
イ 使用最大周波数が 8,000 ヘルツを超えるもの	51,200 円
(4) 振動レベル計	1 個につき 28,200 円
(5) 濃度計	1 個につき
ア ジルコニア式酸素濃度計	84,800 円
イ 磁気式酸素濃度計	105,600 円
ウ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	70,600 円
エ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	83,300 円
オ 紫外線式窒素酸化物濃度計	78,500 円
カ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	94,100 円
キ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	88,700 円
ク 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	113,900 円
ケ 化学発光式窒素酸化物濃度計	86,500 円
コ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	22,500 円

	<p>(摘要)</p> <p>(5)の項において、エに掲げる濃度計とオに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、エに掲げる額とオに掲げる額とを合算して得た額から4万600円を減額するものとする。</p> <p>(5)の項において、カからクまでに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあつては、検出部が1増すごとに、カからクまでに掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p> <p>(5)の項において、エからケまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、エからケまでに掲げる額に1万9,000円を加算するものとする。</p>	
12 実務の経験 その他の条件 に適合すること を証する書 面の交付		1件につき 1,000円
13 適正計量管 理事業所の指 定の申請に対 する審査		1件につき 3,450円
14 計量管理の 方法に係る検 査		1件につき 4,650円
15 計量管理に 関する試験		1件につき 1,250円
16 証明書の交 付	(1) 検定又は検査に合格した旨の証明書	1件につき 1,000円
	(2) 修理又は販売事業の届出に関する証明書	1件につき 1,000円
17 その他の依 頼検査	(1) 長さ計	1個につき
	ア 直尺	
	全長が1メートル以下のもの	810円
	全長が1メートルを超えるもの	990円
	イ 巻尺のうち全長が50メートル以下のもの	
全長が10メートル以下のもの	830円	
全長が10メートルを超えるもの	960円	
ウ 回転尺	1,700円	

(2) 質量計	1 個につき
ア 非自動はかり	
(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの であって、ひょう量が1トン以下のもの	
ひょう量が30キログラム以下のもの	1,850円
ひょう量が100キログラム以下のもの	2,050円
ひょう量が250キログラム以下のもの	2,500円
ひょう量が500キログラム以下のもの	2,950円
ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,200円
(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
ひょう量が10キログラム以下のもの	800円
ひょう量が10キログラムを超えるもの	890円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が5キログラム以下のもの	850円
ひょう量が20キログラム以下のもの	890円
ひょう量が50キログラム以下のもの	950円
ひょう量が100キログラム以下のもの	1,050円
ひょう量が250キログラム以下のもの	1,250円
ひょう量が500キログラム以下のもの	1,650円
ひょう量が1トン以下のもの	2,300円
ひょう量が2トン以下のもの	3,550円
ひょう量が5トン以下のもの	7,200円
ひょう量が10トン以下のもの	9,900円
ひょう量が20トン以下のもの	14,200円
ひょう量が30トン以下のもの	17,700円
ひょう量が40トン以下のもの	23,500円
ひょう量が50トン以下のもの	27,000円
ひょう量が50トンを超えるもの	46,800円
イ 分銅のうち表す質量が10ミリグラム以上1トン以下のもの	
表す質量が5グラム以下のもの	730円
表す質量が200グラム以下のもの	740円
表す質量が5キログラム以下のもの	930円
表す質量が40キログラム以下のもの	980円
表す質量が500キログラム以下のもの	15,500円
表す質量が500キログラムを超えるもの	22,900円

ウ おもりのうち表示質量が 10 ミリグラム以上 40 キログラム以下のもの	
質量が 5 キログラム以下のもの	740 円
質量が 20 キログラム以下のもの	800 円
質量が 20 キログラムを超えるもの	1,000 円
(3) 温度計	1 個につき
ア ガラス製温度計のうち計ることができる温度が 0 度以上 100 度以下のもの	880 円
イ ガラス製体温計	710 円
ウ 抵抗体温計	790 円
(4) 体積計	1 個につき
ア ますのうち液用のもの	
全量が 2 リットル以下のもの	750 円
全量が 2 リットルを超えるもの	830 円
イ 化学用体積計	
(ア) フラスコ	
全量が 5 ミリリットル以上 2 デシリットル以下のもの	760 円
全量が 5 デシリットル以下のもの	800 円
全量が 5 デシリットルを超えるもの	900 円
(イ) ピペットのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 0.1 ミリリットル以上 10 ミリリットル以下のもの	740 円
全量が 50 ミリリットル以下のもの	810 円
全量が 50 ミリリットルを超えるもの	870 円
(ウ) シリンダーのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 5 ミリリットル以上 2 デシリットル以下のもの	760 円
全量が 1 リットル以下のもの	810 円
全量が 20 リットル以下のもの	880 円
(エ) ビュレットのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 1 ミリリットル以上 50 ミリリットル以下のもの	810 円
全量が 50 ミリリットルを超えるもの	870 円

<p>(5) 圧力計</p> <p>ア アネロイド型圧力計</p> <p>計ることができる最大の圧力が5メガパスカル以下のもの</p> <p>計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの</p> <p>計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの</p> <p>イ アネロイド型血圧計</p>	<p>1個につき</p> <p>1,000円</p> <p>1,400円</p> <p>1,800円</p> <p>850円</p>
<p>(6) 騒音計</p> <p>ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの</p> <p>イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの</p>	<p>1個につき</p> <p>31,100円</p> <p>48,200円</p>
<p>(7) 濃度計のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計</p>	<p>1個につき</p> <p>25,800円</p>
<p>(8) 物質の物象の状態の量</p> <p>ア 質量</p> <p>質量が10ミリグラム以上1,000キログラム以下で、測定精度が0.1ミリグラム以上のもの</p> <p>イ 体積</p> <p>体積が5ミリリットル以上20リットル以下で、測定精度が0.1ミリリットル以上のもの</p>	<p>1個につき</p> <p>1,300円</p> <p>970円</p>